

ジュニア京都文化観光大使 20周年記念事業 映像撮影・編集等業務委託仕様書

1. 件名

「ジュニア京都文化観光大使 20周年記念事業」映像撮影・編集等業務（以下「本業務」という。）

2. 履行期間

契約締結の日から令和8年12月18日まで

3. 事業概要

令和8年度で20代目の大使が就任したのを機に、これまでの元大使と現役大使が一堂に集い、京都の魅力発信や継承について考える機会を設ける。

また、今年度実施される「寛永行幸四百年祭」と連携し、二条城での体験イベントや本祭の3つの目的である「1 平和を考える、2 日本文化をつなぐ、3 新しい祭りをつくり、産業・地域を活性化する」を踏まえた講演やワークショップを行い、現在、全国各地に生活拠点を移している元大使たちが改めて京都の魅力を再確認する機会をもつことで、今後の全国各地での京都の魅力発信の活動につなげる。

さらに、本事業の広報活動を通して、大使の活動を広く周知し、とりわけ子育て世代への京都の魅力発信を行う。

区分	内容
日時	令和8年11月21日（土）12時30分～17時00分
会場	・中京中学校（体育館） 〒604-8382 京都市中京区西ノ京北聖町 51 ・二条城 〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入ル二条城町
主催	京都市教育委員会
対象者	現ジュニア京都文化観光大使・元ジュニア京都文化観光大使
内容	第1部 会場：京都市立中京中学校 ・主催者挨拶 12時30分～12時35分 ・講演（対談）12時35分～13時45分
	第2部 会場：京都市立中京中学校 グループディスカッション（意見交換）13時45分～14時55分
	第3部 会場：二条城 内部見学 15時30分～17時（自由解散・閉城17時）

4. 業務の内容

（1）映像の撮影・記録、編集及びデータ作成等の業務一式

- ・＜別表1＞に基づき、開催当日の映像を撮影・記録すること。
- ・撮影・記録した映像について、不要部分の削除、音声の調整、その他必要な編集を行った上で、本市に提出すること。
- ・撮影・記録した映像について、登壇者、司会者、その他の発言者等の発言内容を原則として全て文字起こしした字幕を作成し、映像全編に挿入すること。なお、字幕の作成に当たっては、発言の趣旨を損なわない範囲で、言いよどみ、言い直し等を整理できるものとする。

（納品された収録データは、本市所有のYouTubeに掲載する。）

- ・使用する投影資料（PowerPoint 等）の画面データは別途収録せず、当該資料が投影されたスクリーンを含む舞台全体を、そのまま撮影・記録すること。
- ・登壇者、発言者、舞台全体及びスクリーン等を適切に捉え、当日の進行や状況に応じて、画角を適宜切り替えて撮影すること。

<別表 1>

区分	撮影・映像記録
第 1 部 主催者挨拶	○
第 1 部 講演（対談）	○
第 2 部 グループディスカッション（意見交換）	×
第 3 部 二条城見学	×

(2) 実施報告書作成業務

- ・業務終了後、速やかに実施報告書（経費支出状況が分かる資料及びその根拠書類）を作成し令和 8 年 1 2 月 1 8 日（金）までに本市に提出すること。
- ・実施報告書の作成にあたっては、本市担当者と協議すること。
- ・本市に実施報告書を提出後、不備がある場合は、修正や追加書類の提出等、適切に対応すること。

(3) その他業務

- ・委託業務の遂行に必要な進捗管理、連絡調整、人員確保

5. 成果物

撮影・記録した映像について、不要部分の削除、音声の調整その他必要な編集を行うとともに、字幕を作成・挿入した完成映像データ及び未編集の撮影データを令和 8 年 1 2 月 4 日（金）までに納品すること。完成映像データ及び未編集の撮影データの形式は、いずれも、MP4 形式等により、外付け記録媒体又は発注者が指定するオンラインストレージ等を用いて納品すること。

6. 著作権

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作権者の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するものを当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- (2) 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
 - ①成果物、成果物の複製及び成果物の二次的著作物の内容を公表すること。
 - ②成果物を発注者自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
 - ①成果物、成果物の複製及び成果物の二次的著作物の内容を公表すること。
 - ②成果物、成果物の複製及び成果物の二次的著作物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- (4) 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。
- (5) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証する。

7. 業務実施体制

- ・本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ・本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。
- ・収録に係る接続テスト等が必要な場合は、開催日の20日前までに申し出ること。
- ・収録に障害が発生した場合に速やかに復旧できる体制を確保すること。

8. 再委託の禁止

受注者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に承継させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

9. 経費の負担

- (1) 会場使用料（必要な諸室、会場付属設備を含む）、出演者の謝礼は、発注者が別途負担する。
- (2) 上記（1）に掲げる経費以外で、当該業務の完遂に必要な経費は受注者が負担する。

10. 支払方法

業務完了後請求にて一括払い

11. その他

- (1) 京都市教育委員会生涯学習部の担当者との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 本業務に際し、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令、条例等を遵守するとともに、京都市の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- (3) 業務の遂行に当たり安全の確保には万全を期すとともに、万が一事故その他の異常発生時においては、速やかにその旨を京都市に報告するとともに、適切な措置を講じること。
- (4) 成果物に瑕疵が発見された場合は、発注者の指示により直ちに修正する。
- (5) 業務の遂行に当たり、受託者の責により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
- (6) 業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用したりしてはならない。
- (7) 個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。
- (8) 本仕様書に定めがない事項やその他調整を要する事項については、京都市教育委員会生涯学習部の担当者と協議し、その指示に従うこと。

12. 見積書の提出

- ・京都市の競争入札参加有資格者名簿に登録されている企業を対象とします。
- ・見積書の宛先は、「京都市長」としてください。また、担当者の氏名、連絡先を明記いただき、登録されている会社印と代表者印の押印をお願いいたします。
- ・見積金額は、「消費税及び地方消費税相当額」を除いた金額を記載し、その旨を明記願います。
- ・見積書は、10月13日（火）までに、電子メール（an914-tokuda@edu.city.kyoto.jp）郵送又は持参のいずれかの方法により、生涯学習部の徳田まで提出願います。
- ・契約が決定した業者のみに御連絡差し上げますので御了承ください。
契約決定業者様は、見積書原本の提出をお願いいたします。